

富山地方鉄道株式会社発行の「ギフト券」 利用終了および払戻しの実施について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、富山地方鉄道株式会社発行の前払式支払手段である「ギフト券」につきまして、令和8年3月31日(火)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しの手続きを実施させていただきます。

未使用の「ギフト券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1.ご利用終了および払戻しを行う前払式支払手段の種類

- ・富山地方鉄道株式会社が発行したギフト券
- ・表面に「金五百円」または「¥1,000」の記載があるもの



2.ご利用終了日 令和8年3月31日(火)まで

3.払戻しの申出期間 令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)

受付時間は、午前9時～午後5時(土、日、祝日除く)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻しの手続きから除斥されます。

4.申出および払戻しの方法

- ・申出については、郵送のみでの受付となります。
- ・申出される方の住所、氏名、連絡先をお電話もしくはメールにて弊社までご連絡ください。「払戻申込用紙」と「専用封筒(簡易書留)」を郵送いたします(営業所や乗車券販売窓口へ直接お越しいただいても、お渡しすることができません)。
- ・「払戻申込用紙」に必要事項をご記入いただき、専用封筒に「払戻申込用紙」と「未使用のギフト券」を同封のうえ、郵送してください。内容確認後、2週間程度で指定口座へ額面の合計金額を振り込みます(振込手数料は弊社にて負担します)。
- ・なお、払戻しの申出は、令和8年9月30日(水)の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。